

国立大学法人岩手大学における公益通報者の保護等に関する規則

令和2年11月26日 制 定

(趣旨)

- 第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学（以下「本学」という。）における公益通報者の保護、公益通報の取扱いその他必要な事項を定める。
- 2 本学における公益通報者の保護等の取扱いについては、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）その他関係法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 公益通報 公益通報者が不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他の不正の目的でなく、本学又は本学に従事する者について通報対象事実が生じ、又は生じようとしている旨を本学があらかじめ定めた者若しくはその者に通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に通報することをいう。
- 二 公益通報者 公益通報をした者をいう。
- 三 通報対象事実 本学又は本学の役職員（役員及び職員をいう。）に関する組織的又は個人的な法令違反行為等に関する事実をいう。
- 四 部局等 この規則で部局等とは、事務局、各学部、各研究科、附属学校、各教育研究施設、各教育研究基盤施設、各教育研究支援施設及び各特定事業推進室をいう。
- 五 部局等の長 前号に規定する部局等の長をいう。

(総括責任者)

- 第3条 本学に、公益通報に係る業務を管理し、及び総括するため、総括責任者を置く。
- 2 総括責任者は、学長が指名する理事をもって充てる。

(通報・相談窓口)

- 第4条 本学における公益通報及び公益通報に関する相談に対応するため、監査室に通報・相談窓口（以下「通報窓口」という。）を置く。
- 2 前項に定める通報窓口を担当者を置き、監査室特命課長をもって充てる。
- 3 第1項に定める通報窓口のほか、外部の機関に通報を受け付ける窓口を設置すること

ができるものとする。

(通報の方法)

第5条 公益通報は、通報窓口への電話、郵便、電子メール、ファクシミリ又は面談により受け付けるものとする。

- 2 前項の公益通報は、氏名、連絡先及び通報対象事実を明らかにして行われた場合に限り、これを受け付けるものとする。ただし、氏名及び連絡先を明らかにしないで行われた公益通報であって、当該通報の内容に相当の理由又は根拠があるときは、これを受け付けることがある。

(通報の受付)

第6条 通報窓口の担当者は、公益通報を受けたときは、当該公益通報の受理の可否を速やかに総括責任者と協議し、当該公益通報者に通知する。ただし、前条第2項ただし書きの場合にあつては、通知は行わない。

(通報窓口以外への通報)

第7条 通報窓口の担当者以外の本学の職員が公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口に連絡し、かつ、当該公益通報者に対し通報窓口に対し公益通報を行うよう助言しなければならない。

(通報に対する措置の検討)

第8条 総括責任者は、第6条の規定により公益通報として受理したときは、当該公益通報に関し必要な措置の検討を行う。

- 2 総括責任者は、公益通報を受けた日から20日以内に、当該通報対象事実に係る調査の実施の有無等を検討し、公益通報を受けた通報窓口の担当者を通じ、当該公益通報者に通知しなければならない。この場合において、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。ただし、第5条第2項ただし書きの場合にあつては、通知は行わない。
- 3 総括責任者は、前項に規定する調査の実施が必要と判断した場合は、学長へ報告するとともに、速やかに調査を実施するものとする。
- 4 前項の調査を実施する場合、総括責任者は利益相反とならない役職員及び学外の第三者を調査グループに指名することができる。

(調査の実施)

第9条 調査は、調査の対象部局等に対して関係資料の提出、事実の証明、報告その他調査の実施上必要な行為を求めることにより実施し、事実に基づき公正不偏に行うものと

する。

2 前項の調査にあたっては、公益通報者及び当該調査に協力した者（以下「調査協力者」という。）が特定されないよう、調査の方法に十分配慮するものとする。ただし、実効的な調査を行うために調査協力者に対して通報者につながり得る情報を伝達することが不可欠であり、以下の条件を全て満たす場合にはこの限りでない。

- 一 伝達する範囲を必要最小限に限定すること。
- 二 開示する目的及び範囲並びに氏名等を開示することによって生じ得る不利益について公益通報者に明確に説明した上で、公益通報者から開示の同意を得ること。
- 三 伝達する相手にはあらかじめ秘密保持を誓約させること。

（部局等の協力義務）

第10条 調査の対象部局等及び職員は、当該調査に際して協力を求められた場合には、当該調査を行う者に対し、調査に協力しなければならない。

2 前条第1項の規定により調査の実施上必要な行為を求められたときは、正当な理由なくこれを拒否することができないものとする。

（調査結果の通知）

第11条 総括責任者は、調査を終えたときは、当該調査結果を、学長に報告するとともに、公益通報を受けた通報窓口を通じ、当該公益通報者に通知するものとする。ただし、第5条第2項ただし書きの場合にあっては、通知は行わない。

（是正措置等）

第12条 総括責任者は、調査の結果、通報対象事実が明らかになったときは、直ちに是正及び再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じ、又は部局等の長に対し是正措置等を講じることを命じなければならない。

2 部局等の長は、前項の規定により命じられた是正措置等を講じたときは、当該是正措置等の内容、是正結果等を総括責任者に報告するものとする。

3 総括責任者は、第1項の措置を講じたとき又は前項の報告を受けたときは、公益通報を受けた通報窓口を通じ、当該公益通報者に対し、前条の通知に併せて是正措置等の結果を通知し、必要に応じて、関係行政機関に対し当該調査及び是正措置等に関し報告を行うものとする。ただし、第5条第2項ただし書きの場合にあっては、当該公益通報者に対する通知は行わない。

（監事への報告）

第13条 総括責任者は、第8条第3項及び第11条の報告を行ったときは、監事にも報告するものとする。

(被通報者等への配慮)

第14条 総括責任者は、第11条及び第12条第3項の規定により公益通報者に通知をするときは、当該公益通報に係る被通報者又は当該調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害することのないよう配慮しなければならない。

(通報窓口の担当者等の義務)

第15条 通報窓口の担当者又は調査を実施する者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。当該通報窓口の担当者等でなくなった後も、同様とする。

(不適切な通報制限)

第16条 公益通報者は、虚偽の通報又は本学若しくは他人を誹謗中傷する通報その他の不正目的の通報を行ってはならない。

2 学長は、第9条の規定に基づく調査の結果、当該通報に虚偽等が判明した場合は、当該公益通報者に対し、本学の規則等又は関係法令に基づき必要な措置を講じることがある。

(解雇等の禁止)

第17条 本学の職員及び本学の指揮命令の下に労働する派遣労働者が公益通報者として、法第3条各号に掲げる公益通報又は公益通報に関する相談（以下「公益通報等」という。）をしたことを理由として、解雇又は労働者派遣契約の解除を行ってはならない。

(損害賠償責任の免除)

第18条 公益通報によって損害を受けたことを理由として、当該公益通報をした公益通報者に対して、賠償を請求してはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第19条 本学の役職員は、公益通報等をしたことを理由として、当該公益通報をした者に対し不利益な取扱いをしてはならない。調査協力者に対しても同様とする。

2 前項にかかわらず、法及び本規則の要件を満たす通報や当該調査に協力したことを理由として不利益取扱いを受けた公益通報者及び調査協力者は、その旨を総括責任者に申し出るものとする。

3 総括責任者は、前項の申し出その他の事由によって、公益通報者及び調査協力者が不利益な取扱いを受けたことが判明した場合、適切な救済・回復の措置を講じるとともに、当該不利益な取扱いをした者に対しては適切な措置を講じるものとする。また、通

報に関する秘密を洩らした者及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用した者についても同様とする。

(フォローアップ)

第20条 総括責任者は、是正措置及び再発防止策が十分に機能しているか、公益通報者及び調査協力者に対して、通報等を行ったことを理由とした不利益な取扱い及び嫌がらせが行われていないかを適宜確認し、必要があると認めたときは適切な措置を講じるものとする。

(公益通報に該当しない通報に対する準用)

第21条 本学の教職員以外の者からの通報については、この規則に定める公益通報の例に準じて取り扱うものとする。

(他の学内規則等との関係)

第22条 この規則に定める調査又は是正措置等の実施に関し、他の学内規則等に別段の定めがある場合は、当該規定の適用を妨げるものではない。

(その他)

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年11月26日から施行する。

公益通報書(兼相談票)

受付No.

フリガナ			通報等年月日	令和	年	月	日
通報者等の氏名							
通報者等の所属	1. 教職員 2. 派遣職員 3. 取引(請負)先 4. 学生 5. その他 <input type="checkbox"/> ※該当する番号を記入。						
	教職員	所属			役職		
	派遣職員	派遣元					
	取引先	取引関係			社名		
	学生	学部・学科等					
	その他	所属等					
通報等の内容	被通報者	氏名					
		職名					
		所属					
	通報対象事実		1. すでに生じている 2. これから生じようとしている			<input type="checkbox"/>	※該当する番号を記入。
	法令違反行為等の内容	いつ(頃):					
		どこで:					
		何を:					
		どのように:					
		何のために:					
		なぜ生じたか:					
違反となる対象法令:							
通報対象事実を知った経緯							
通報対象事実に対する考え							
特記事項							
証拠書類等の用意	1. 書面 2. テープ 3. 電子媒体 4. その他 5. 無 <input type="checkbox"/> ※該当する番号を記入。						
	※4. の場合は具体的に記載してください。						
調査等の進捗状況及び結果の通知を希望する場合の連絡方法・連絡先(※匿名の場合は通知できません。)	1. 電話 2. メール 3. 郵便 4. その他 5. 希望しない <input type="checkbox"/> ※該当する番号を記入。						
	電話	TEL					
	メール	mail					
	郵送	住所	〒				
	その他						

※実名での通報にご協力ください。(匿名の場合、事実関係の調査を十分に行うことができない可能性があります。)

※通報の内容については、わかる範囲で記入してください。(全てを埋める必要はありません。)

※氏名その他の個人情報については、窓口等からの通報者への連絡、調査その他通報処理に関し必要な限度でのみ使用し、適切に保護します。